

光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第14回）要点記録

平成17年6月25日（土）

於：光が丘地区区民館

文体はすべて「である」体、または体言止めに統一する。

区管理職以外は、保護者・区議会議員も含め、個人名を表示しない。

文中、「保護者側出席者」は「保護者」、「保護者側司会」は「司会」、「光が丘第八保育園」は「光八」と表記する。

司会 開会する。時間の関係で委員の紹介は省略する。要点記録等のサイン交換もないと聞いている。今回の協議会だが、第13回と第14回協議会は見かけ上2週間あいたが、本来は6月19日に開く予定のものがきょうに持ち越されたという形なので、臨時に開いたものとして、資料等の取り扱いも特別に扱う。議案として、前回から今日までの経過を区から説明してもらいたい。

部長 前回の協議会で皆様から案という形で示され、その時点での区としての考え方について話した。その上で持ち帰った。その後、19日に次回の協議会のセットもして、その間、区側の考え方を示すということであった。早速、トップサイドと話して、覚書についてどうするかという形になった。結果は、覚書は困難であるという考え方が示され、区としては覚書としての締結は難しいという形になった。

理由の一つは、事業者を最終的に決定することは区の仕事である。区に責任があること、また、契約にかかわる部分も内容としてあるが、事業者と契約するのは区である。当事者としての区の判断が必要である。そういう中で、覚書の中で、それにかかわる部分について規定する、あらかじめ枠をはめるということになり、覚書として結ぶことは区としては難しいということである。

もう一つは、その内容だ。冒頭に、選定委員会の事業者が選定されなかった場合を想定した内容であった。選定委員会は、募集した事業者の中で光八の運営を受託する事業者を選定するのが役割である。その役割ではなく、選定されなかった場合という前提での覚書はいかなものかという強い懸念があった。幾つか前回も指摘した内容で、区として覚書を結ぶのは大変難しいということで、判断した。

では、全く何も結べないのかということだが、区としては皆様とこの間、協議会を重ねてきてさまざまな場合を想定することは当然あり得ることで、その中で何とか折り合いをつけられないかと言ってきた。この対策協議会の中で皆様と合意し、仕切られたことを当然区は遵守する。そういう意味では、効力、効果については変わらない。ただ、対策協議会の中での仕切りであるので、こういう場合にはこういう対応をする、そういう内容になろうかと思っている。皆さんとの話し合いの到達点については何らかの形にしておくのがいいと考えている。既に対案を出しているが、了解をいただければ、この内容でぜひ合意させていただきたい。

司会 今の説明で、6月19日の協議会がきょうに持ち越された理由は理解してもらったと思う。議案として、最初に覚書について話したい。保護者側が具体的に提示し

たものに対して対案を出すことになっていたが、その辺を区から説明してもらおう。

課長 部長から経緯について説明した。今回机上に配付したものは、区の現時点での協議会における合意内容案として出したものである。覚書という形ではなく、協議会の中の合意だ。合意内容という形で文書にすることでどうだろうかという内容である。1、2、3、4とあるが、内容の説明をさせていただく。

1番として、光八運營業務委託事業者選定委員会が、事業者を選定できなかった場合、(1)適切な事業者を選定できなかった理由、経緯等を選定委員会として明らかにする。(2)光八民間委託化対策協議会において、これを報告するとともに対応策を提案し、協議する。(3)受託事業者が決定し委託が開始されるまでの間は、区直営による運営を行う。

2番として、事業者決定から委託開始までの間、受託事業者がプロポーザル募集要領の要件や引き継ぎ計画書を実施できなかった場合、(1)上記の判断をするため、あらかじめ対策協議会において協議、合意した「チェックシート」を作成し、受託事業者の履行状況を確認の上報告をする。(2)この報告の結果、事業者が適切に履行していないことが判明した場合には、区としては契約上の処理を行う。契約を解除する場合について(3)でうたっている。新たな受託事業者が決定し委託が開始されるまでの間は、区直営による運営を行う。また、受託事業者が辞退した場合についても同様とする。

3番として、上記1、2において再公募が実施される場合、プロポーザル募集要領については原則として変更しない。変更の提案が区または保護者からなされた場合には、対策協議会において協議し、変更する。

4番として、区は光八の民間委託にあたり、保育園利用者の保護を制度上確保するため、運営委員会を設置するとともに、別途第三者機関を設置する。この機関は、現在区において設置されている「練馬区保健福祉サービス苦情調整委員」制度との関係性を整理した上で、委託開始までに区が提案し、対策協議会において協議の上設置する。既存の苦情調整委員会で、保育園の児童福祉サービスの苦情を受けることになっているので、その関係性を整理する必要があるということだ。

司会 順番がずれたが、きょうの全体の流れをここでチェックする。まず、覚書を協議して、区の対案についてこれから質疑を通して、その内容について最終的な調整をする。その後で、ふだんなら最終段階ですることだが、合意事項の確認をする。調整したことを合意事項としてまとめる。その後運営委員会、その次に円滑な委託だ。資料のことも聞きたい。その他、変動事項も確認したいので、大体9項目ぐらいの流れになる。時間がないので、もし覚書の段階で、合意事項の確認の際に時間がないようなら、運営委員会と円滑な委託について今回は飛ばさせていただく。では、区側の提案を受けて、保護者から何かあるか。

保護者 我々としては、もしもという話として、前回は覚書ということで出した。それで、今回覚書を結ぶことは難しいということで、協議会の合意として、もしものときの対応策を決めておくことを提案されたと思う。名称に関して我々は特にこだわりはない。内容について、もしものときの保証をきちんととれれば、覚書を締結することにこだわらない。今回、この合意ということであれば、それでいいと思う。

今、この合意内容案をもらったが、これは、まず、前回、まだ覚書として我々の出した案に対して、ぴったり対応するものではないが、対案という形でまずとらえて話を進めていいのか。

課長 結構だ。

保護者 覚書という言葉はいいのか。

司会 部長と課長の話が被っているところがうまく整理できていないので覚書という言葉が動いていると思う。結局、最終的に協議会の全体の合意文書は取り交わすということである。きょう合意をとっていく部分は、その中の一部に組み込まれるということである。それで、合意事項については区側が遵守するというだけでいいか。

部長 それで結構だ。対策協議会の中で、将来にわたってお互いに約束したことについては、何らかの時点で整理をして、お互いに確認し合うことはぜひ必要なことだと思っている。それを改めてするわけだが、今回のこの合意事項も当然その一部という位置づけで、時期的に今結ばなければならないという立場で話したい。

保護者 覚書を取り交わすという形に、難色を示しているのは区長本人になるのか。

部長 先ほども言ったように、トップサイドは区長だけではない。だれが何を言ったかということは、あえてこの場では申し上げない。

保護者 きょう、こういう形の個別協議会でこの内容を取り交わすことに関して、後でそれが問題になることはないと思ってよいわけか。つまり、きょうの合意事項は、区として、区と保護者の間で正式に取り交わせるものだと判断してよいわけか。

部長 今の質問は、私が先ほど申し上げた経過、そして、今、課長から合意事項の案を示したということで、仮にここで合意してそれが間違いだったと後で撤回することは、私が皆様の前にもう出られないことだと思っているので、そういうことはないと思っている。覚書という形式だからダメだということではなくて、内容の点も含んでいる。区として皆様と合意できる内容はこういう内容だということで、きょう、案を示したと思っている。そういうことで理解いただきたい。

司会 形式的な部分はいいか。では、細かい内容に入っていく。

保護者 2点気になったので、聞かせてほしい。まず、1項(2)だが、光八民間委託化対策協議会において、上記(1)について報告するとともに、対応策を提案し協議するとある。ここには、スケジュールについて協議できるのかというのが1点だ。

2項の(3)だが、「受託事業者が辞退した場合についても同様とする」とある。この一文は、上の(1)から(3)全部にかかるのか、それとも(3)だけにかかるのか、ここの区別がよくわからないので説明してほしい。

司会 それでは、そこについて説明願う。

部長 対応策についてどういう内容で皆様に提案をするのか。当然、スケジュールの内容についても、この対応策の中に入ることはあり得ると思っている。区としてはいつまでに何々をしたいかという提案をすることもあるし、そうではないかもしれない。ただ今の質問に則して言えば、当然、入る場合もあると思って結構だ。

2の(3)「受託事業者が辞退した場合についても同様とする」という文は、(3)におけるものと同様であるという意味で理解いただきたい。

課長 受託事業者が辞退した場合、その時点でチェックシートを確認して、履行状況の

確認という話にはならないということである。

保護者 辞退した場合は、辞退した直後から区直営で運営を行うことでいいか。つまり辞退した後は、再公募ということか。それから、前回、我々は次順位繰り上げを行わないことをうたっていたが、辞退した場合、保育園の運営はわかったが、その後どうするのかは、これだとはっきりしていない。つまり、それから3に行って、この再公募という話になっていくわけか。

課長 直営して、その後、再公募する場合にどうするか。当然区としてはうたったと考えているわけだから、直営しながら再公募という方法をとっていかざるを得ないだろう。そのときにこのプロポーザル募集要領について、積み上げたものを原則的には変更しない。もし変更の提案があれば、区または保護者から提案して対策協議会において協議し、変更した上でプロポーザル募集要領を変更して再公募を実施していくという形を合意内容の中に入れるということだ。

司会 「受託事業者が辞退した場合についても同様とする」という項目を(3)の中にまとめたからわかりにくいと思う。辞退するということは、状況としてはかなり違ってくるので、少なくとも(4)として別立てにして、区直営による運営に戻すということを書けばわかりやすいのではないか。受託事業者が辞退した場合は契約を解除する。新たな事業者が決定し委託が開始されるまで、そこは省略しないで、別項を立てた方がわかりやすいと思う。それと、プロポーザル募集要領は原則として変更しないというのは、内容的にはよくわかるが、日付についても変更しないというわけにはいかない。

保護者 日付はもちろん当然変更されるし、原則というのは条件等を変更しないで、変更する場合は話し合うという、そういう意味の原則だ。

課長 もし変更する場合には協議をして、合意の中で変更していくということだ。

保護者 保護者からも提案できるわけだから、それはいい。

司会 受託事業者が辞退した場合を別立てにしたほうがわかりやすいというのはどうか。

課長 別立てということであれば、受託事業者が辞退した場合、区直営の運営を行うという形で記載することになる。

保護者 受託事業者が辞退したときの、その後の流れである。その流れの部分は、1項の(2)(3)に準ずるでもいいと思う。何でこうなったのか、この先どうするのかを協議する、というところだと思う。

保護者 7、8の2カ月だけの話だ。選定委員が選んだばかりだから、1に準じた形にして、それで再公募をするならするという形でしたほうがわかりやすいと思う。

(保護者側打ち合わせのため、休憩)

司会 再開する。では、保護者側からお願いする。

保護者 難しくなると思われる箇所があるので、それは後にする。まず、1の(1)「明らかにする」とあるが、これは協議会にのみ報告することか。公表は考えていないのか。協議会に報告する時点で公にはなるが、これが要点記録として一般的に公表されるまでタイムラグがあるから、そのことも考えてお聞きしたい。

2の(2)「履行しないことが判明した場合」はだれが判断するのか、聞きたい。次の、「契約上の処理」は、具体的にどういうことか、説明してほしい。

3の再公募の仕方だが、我々の提案で、以前、年度途中の委託を行わないことをお願いしたが、今回はここについてはうたわれていないが、我々としてはぜひ「年度途中の委託は行わない」という言葉が欲しい。

部長 1点目、1の(1)「明らかにする」というところだ。私どもも公表は考えている。これはあくまでも皆さんとの対策協議会での合意内容ということでこういう表現とした。当然議会にも報告しなければならない。タイミング的には、7月8日に常任委員会が予定されているので、その場で正式に報告するという形になると思う。ただ、その前に、第二回定例会が一昨日から始まっていて、一般質問が7月5日から始まる。その中で質問が出た場合には、何らかの形で答えることになろうかと思う。正式な形では常任委員会にまず答える。7月8日が一番近い。皆様には次回の対策協議会で話す形になると考えている。

2番の(2)だれが判断するのかだ。「区は以下の措置をとる」という表現にもあるように、区が判断する形に当然なるわけだが、この辺については、「チェックシートを作成して、受託事業者の履行状況を確認の上報告する」と(1)で書いてある。そして、(2)で、「その報告の結果、判明した場合には」ということだから、当然、皆様と協議を経て判断することになる。そういう意味合いである。

3点目、契約上の処理についてだ。まだ契約書の細かい詰めを行っている最中で、皆様にも示していない段階である。本契約をいきなり結ぶのか、段階を経て契約を結ぶのかという契約書上の問題も、詰めているところである。そういう意味では、中身をまだ示していない段階で契約上の処理をすと言っても皆様がわからないのは、全くそのとおりだ。私どもが想定しているのは、契約の中に債務不履行の規定があり、その処理の規定も当然中に入る。その条項に沿って対応をすることである。当然契約解除ということもあるだろうし、前段階で何らかの事業者とのやりとりが契約上設置されればそうなるだろう。今のところそれはないだろうと思っているので、区は契約上の処理をすといった場合には、この契約解除を基本的には示すものだとして理解いただいてよい、と思っている。これについては契約の中身でも皆様に当然示すことになるので、今のところはそう考えてほしい。

それから、「年度途中の委託は行わない」という文言をぜひ入れてほしいことを再三にわたって指摘、要望をもらっている。私ども、年度途中の委託を行わないことについては、いつ行うかということも、いわば区の判断の部分にかかわる。そういう意味では、提案の内容には当然含まれるが、今、それを前段階で、この依頼の中で合意するということは難しいと考えている。

司会 よいか。何かそれに対してあるか。

保護者 3つ目までは大体いいと思う。4つ目の話だが、年度途中の委託をしないと約束はできないということだが、年度途中の委託については協議するぐらいはどうか。

課長 協議を否定しないし、提案の内容にそういう内容があり得ることは言った。先ほどスケジュールも含めて提案をすることを言ったのだから、そういう中で協議をすることについては結構だと思う。

保護者 うたわなないまでも、実際の話として年度途中の委託というのは、もし再公募する場合に、どの段階でも、実際は考えているか。というよりも、今回、もろもろのい

ろいろな厳しい状況になった理由の一つとして、9月委託というのが非常に、あらゆる箇所で足かせになっている。それは事業者側にとってもある意味でそうだと思う。だから、再公募する場合、どの状況であったにしても、これは我々の要求であるとともに、よりよい事業者を選ぶということでもあると思う。どの形でだれが責任を負うかどうか、だれが悪いということでないにしても、再公募となれば失敗したわけだから、次に向けていい形でやっていくということを考えると、年度途中の委託は行わないという考え方は少なくとも必要であると思う。

部長 部長の立場で話をせざるを得ないが、少なくとも17年度中に再公募するならば、17年度途中の委託は事務方としてもしたくはないと思っている。

保護者 「年度途中に委託を行わない」という表記ではなくて、「年度途中の委託についての協議を行う」、意味合いとしてはそういう文言である。それで、その一文を入れるのは可能か。

部長 全体の文章の形としては、1の(2)で対応策を提案して協議するというように尽きる。皆さんの強い思いとして、年度途中についても協議してもらいたいということについては、基本的に気持ちはわかる。ただ、文章にそれを表して、1の(2)に準ずるのであれば、それが当然含まれるので、そこだけ何か突出しているような気がする。そういう意味ではあえてそれだけ取り上げて規定するのはいかなものかという思いがする。

保護者 では、3項については保留という形にさせていただくことでいいか。

保護者 では、最初の3点はOKということでもいいのか。では、3項の年度途中の話で保留とする

保護者 1項は選定できなかったという状況、2項は選定できたが業者側に何らかの問題があった場合、あとは業者が辞退してしまった場合が入っている。1と2で状況は若干違うが、ただ、保護者側としては、2項の状況に対しても原因究明をするという形をとってほしい。1項でも、理由、経緯等を選定委員会として明らかにして、その後の対策をとるという形をとっている。だから、2項についても原因をきちんと明確にするというシステムをつくって、その対応をどうするのかという段階をここにも入れたいというのが希望だが、その辺についてはいかがか。

課長 原因究明については、1では選定委員会があるので、理由、経緯等を明らかにするのは可能だが、事業者決定後になると、選定委員会がその時点で役目を終わって解散しているわけだ。区として、うまくいかなかった事業者の原因、理由等を区として明らかにして、対応策について対策協議会に協議するのは可能と思っている。1に準じて区として対応策を協議することになるかと考えている。

保護者 「1に準じて」というのは、1の場合は(1)選定委員会がやっていた。(2)の場合、この1の(1)が区になって、1の(2)と同じことをやるというのが今の課長の話ということか。

保護者 イメージとしては、事業者が引いてしまった場合、恐らく区側も私たちが多分わからないと思う。事業者に聞いてみないとわからない。何でという部分がわかる人に限りなく近い人を、協議会の中でも呼べるわけだ。だから、今、課長が言われたことに賛成だ。内容の説明をしているだけの話だ。協議会の中で、例えば有識者で

もいいし、事業者がそういった状況を説明してもらってもいいし、そういう形で真の原因は何かというのを協議会の中でつかんでいながら対応策をみんなで考えようというのが基本的な趣旨だ。だから、今、課長の言われたところだと、例えば2の(2)まではそのまま来て、その(2)と(3)の間に1番の(2)あたりの文言を滑り込ませるといった感じでいいのか。2の(3)はそのまま残せばいい。

事業者が辞退した場合については、別立てで、多分、今と同じようなことをまた書けばいいのではないか。場合についても、例えば1の(2)をそのまま持ってきて、なぜ辞退されたのかというところについて協議する。辞退して決まるまでは区直営の運営という、同じような形になるが、それぐらいのところではいかがか。

課長 辞退した場合は、別立てにしたほうがわかりやすいかと思う。同じように対策協議会において協議するという文言を入れて、「事業者が決定して委託が開始されるまでの間は区直営による運営を行う」という文を最後につけ加えると思っている。原因究明の方法については、それは区としても、本当のところを究明できたらいいわけだから、一番適切な方法をとればいいのかと思っている。

保護者 2項に関しても、再公募に行く前に必ず原因究明を行うということに関しては問題ないということだ。

司会 細部についてはおいておき、とにかく、今、流れを説明してもらった。それについては双方、その方向でいいと考えてよいか。全体の流れを全部押さえてから具体的に文言についていじっていったほうがいい。

保護者 基本的にすべてスケジュールを含んでいる、としていいか。1番の(2)がいろいろ出てくることになるが。

部長 要するに、スケジュールは別に決まっていて、それを前提とした対応策では困るということだ。だから、スケジュールも含めていついつまでに対応策を提案するということは結構である。

司会 年度途中の話はどうするか。

保護者 今、部長からそういう言葉をもらったので、この文言は入れなくていい。

保護者 上記(1)、(2)というの、結局、スケジュールを含めた対応策を協議することになるわけだ。

司会 では、細かいところを流していくということになる。

(細かい文言整理のための散発的な会話を省略する)

司会 全文、通して読んでほしい。

保護者 1 光八運営業務委託事業者選定委員会、(以下「選定委員会」という)が適切な事業者を選定できなかった場合、区は以下の措置をとる。

(1) 適切な事業者を選定できなかった理由、経緯等を選定委員会として明らかにする。

(2) 光八民間委託化対策協議会(以下「対策協議会」という)において、上記(1)について報告するとともに対応策を提案し、スケジュールを含め協議する。

(3) 受託事業者が決定し委託が開始されるまでの間は、区直営による運営を行う。

司会 そこで一たん切って、双方問題ないか。では、次に行く。

保護者 2 事業者決定から委託開始までの間、受託事業者がプロポーザル募集要領の要

件や引継計画書を実施できなかった場合、区は以下の措置をとる。

(1) 区は上記の判断をするため、あらかじめ対策協議会において協議、合意した「チェックシート」を作成し、受託事業者の履行状況を確認の上、報告する。

(2) 上記(1)による報告の結果、事業者が適切に履行していないことが対策協議会の協議を通じて判明した場合には、区は契約上の処理を行う。

(3) 原因究明を行った上で、対策協議会へ対応策を提案し、スケジュールを含め協議する。

(4) 上記(2)において契約を解除する場合には、新たな受託事業者が決定し委託が開始されるまでの間は区直営による運営を行う。

司会 大項目2番の内容は、いかがか。

保護者 原因究明をどう行うのかわからない。有識者を呼んで話をするみたいな話はどこにかかるのか。事業者の責任、やり方について、もろもろあると思う。区側の有識者に聞かなくても自動的に判明するところもあるとは思いますが、有識者、いわゆる旧選定委員、その時点においては選定の過程を含めて話をするところがあるのではないかという気がする。

(文言整理のための散発的会話を省略する)

保護者 事業者決定から委託開始までの間、受託事業者のプロポーザル募集要領の要件や引継計画書を実施できなかった場合、区は以下の措置をとる。

(1) 区は上記の判断をするため、あらかじめ対策協議会において協議、合意した「チェックシート」を作成し、受託事業者の履行状況を確認の上、報告する。

(2) 上記(1)による報告の結果、事業者が適切に履行していないと対策協議会において判断された場合には、区は契約上の処理を行う。

(3) 上記(2)において、契約を解除する場合には、対策協議会で原因究明を行った上で、スケジュールを含む対応策を協議する。

(4) 上記において、新たな受託事業者が決定し委託が開始されるまでの間は、区直営による運営を行う。

司会 区は、この修正で大丈夫か。では、2番は問題ないということで次にいく。

保護者 1に戻る。明らかにするということだ。議会にも公表されるということで、「明らかにし、公表する」ではどうか。

保護者 ただ、「選定委員会として」と前にあるので、「選定委員会は明らかにする」だけで、「区は公表する」とあるのであればいい。

司会 「明らかにし、区はそれを公表する」でどうか。(了承)1番の修正は問題ないか。では、3に移る。

保護者 3は、辞退を別立てにしたものである。

3 受託事業者が辞退した場合、区は以下の措置をとる。

(1) 対策協議会で原因究明を行った上で、スケジュールを含む対応策を協議する。

(2) 新たな受託事業者が決定し委託が開始されるまでの間は、区直営による運営を行う。

司会 いかがか。問題はないか。(了解)

司会 では、3もいいということで、次にいく。4は、3が4になったということで、

繰り上った。あとは変わりがないか。

保護者 3が入ったので、「上記1、2、3において」となった以外は、同じだ。

司会 4については、年度途中のことはもういいということになった。ほかに何か修正すべき点はあるか。大丈夫か。5になった4についても、これはいいか。（了解）

保護者 これは、どういう扱いになるのか。例えば検討事項記録にするのか。

（取扱いについての散発的な会話を省略する）

司会 では、本来、これはトータルの合意の中の部分ではあるが、次との関係があるので、きょう発効させないと意味がないので、特殊ではあるが、合意事項として、この文書について区と保護者側のサイン交換をして確認するというだけでいいか。

（印刷手順の確認）

司会 印刷の時間がもったいないので、進められる点を進める。運営委員会のことと円滑な委託についてのところで協議したいという希望があったのだが、きょうは時間的に無理だろう。変動事項の確認をしておきたい。

保護者 その前に確認したいが、運営委員会とからむ部分でもあるが、今合意したことは、基本的には8月までのことなので、9月の委託開始後の部分については取り残されている状況だ。ここについても、今後、協議会の中で少なくとも8月いっぱいには何らかの約束事を結びたいと考えているが、それはいいか。

課長 きょう結ばなければならない部分で、分離したという認識だから、9月以降の事態について内容を協議しなければいけないと思う。それで必要があれば確認するなり、合意するなりということで結構だ。

司会 よいか。変更事項の確認として、選定委員会の状況、もし何かあれば教えてほしい。光八に対する第三者評価の状況はどうなっているか。それと、本日、全体説明会のような会があったようだが、報告していただきたい。

前回依頼した資料、引継機関のスケジュール、フォロー期間中の運営イメージ、障害児研修の日程・内容の資料が、今回出ていない。きょうできなかったが、円滑な委託についてどうしても必要な資料であるし、7月から引継期間に入るとなると、その辺もかなり急がないといけない内容だ。

保護者 その資料の引継期間のスケジュールの詳細は、今、合意した部分のチェックシートと絡んでいる。スケジュールとチェックシートは一緒でもいい。我々はそういう部分でのチェックということ以外は言っていない。だから、チェックシートはいつ頃かという予定だけを報告してもらえればいい。

司会 まず選定委員会の件でこちらに伝えるようなものはあるか。

課長 明日、選定委員会がある。それぞれ選定作業、審査基準表を記入してもらっているという段階なので、私どもとしてそれを集約して臨むという状況である。

保護者 光八に対する第三者評価の状況については、報告があるか。

課長 27日月曜日、保護者に調査票を配るという形だ。開始するということだ。

司会 きょう午前中に全体説明会のような会をしたということだが、何かそこでこちらに報告をするようなことがあれば報告してほしい。

課長 午前中、保育園何園か合同での説明会の要請ということであった。ざっくばらんな形で、お互い意見交換をした。区としての考え方、状況を伝え、保護者もそれぞれ

れ園によって状況が違うこともあった。一番問題なのは情報がなく、それが非常に不安を呼んでいる部分があるので、区として何らかの対応の必要があるのではないかという話があった。現在、全体協議会の前段の調整会議をやっているが、2回開催したが、結果としてうまくいっていない。そこをどうするか、参加された20～30名くらいの方から、意見を聞いたというところである。

保護者 わかった。次に、資料だが、1個ずつ話したいが、引継期間のスケジュールの詳細とチェックシートのことだ。

課長 チェックシートと詳細な引継計画は内容的に重なると思っている。私どもも事業者決定次第、早急に出したい。6月中に出したい。

保護者 6月中に協議会として、チェックシートと引継期間が入ったものを見せてもらわないといけないが、7月1日に区が全部そろえるとなった場合、詰めていないいとチェックできない。

保護者 29日水曜日、我々のミーティングが夜にあるので、できれば29日の夕方までにほしい。中1日しかないが、6月中で確認できる。それよりも早いに越したことはない。最終、29日の夕方はどうか。

課長 送るようにする。お互いのイメージが合わないこともあるかもしれない。

司会 内容については、29日に区と対策委員ですり合わせしてもらって、それを仮の形として執行して、その次の協議会で後から合意をとる形でよいか。特殊だが、その形でチェックシートと引継スケジュールの合意をとっていきたい。

次、フォロー期間中の運営イメージはどうなっているか。お願いしたところだが、まだ出せないか。

保護者 危惧しているのは、区の職員が残ること。保育士の数が単純に倍になる。そのメリット、デメリットも考えなければいけない、その部分について何かイメージがあるか、というところが大きなところだと思う。

部長 今、職員ともいろいろ話しているところだ。職員はどうしても具体的な細かいところまで詰めていかななくてははいけない。むしろ大きいイメージとして、確かに子どもの数より職員の数が多いのは、必ずしもいい環境とは言えないわけだから、どうするのか、例えば職員の研修を綿密に行うとか、あるいはクラスごと、段階をつけて、的確な人員配置をすとか、そういうイメージを示せるよう努力する。

司会 そういうことでよいか。細かいことを言うと、まだいろいろとあるが。次の障害児保育の研修の日程と内容についてはどのようになっているか。

課長 障害児保育の区の研修は9月に実施する。ただ、事業者の職員全員が参加できるのかというと、従来の職員の参加状況から見ると、全員は厳しいということもあって、そこら辺のフォローをどうするかというところである。調整しているところである。具体的な日程は話せないが、9月中に始める。

司会 では、資料の形でまとめてほしい。それを見せてほしい。よいか。では、プリントアウトができたので、きょうの合意事項に調印してもらいたい。

(サイン交換)

保護者 きょう出ている2枚目の公設民営保育園運営委員会設置要綱は、練馬区全体のものなのか、前回の光八運営委員会規約と比較して、教えてほしい。参考までに出さ

れただけなのか、何か関係性を持っているのか。前回要求したのはこちらだということの理解した上で聞いている。

課長 最初に出した資料を最終的に光八の運営委員会の規約として、こちらの方がよろしいかと思うが、前回、私が検討していた要綱案を読み上げた。規約としたり、要綱としたり、この名称がいいのかどうかの確認もある。要綱のほうは、保育課長が座長みたいな役割で運営委員会を開催して切り回すようなイメージである。最初そう考えていたが、それではいかなものかということで、最終的に光八運営委員会規約として資料を出した。パターンとしては二つあるが、合体してもよいということで、参考として出した。

保護者 あくまでも参考資料でよいか。こちらで書かれていることで、これを入れたほうがいいということはこっちに持ってきていいのか。

課長 結構だ。

保護者 障害児保育の件で質問したい。前に巡回指導の回数を増やすという話で、実際の巡回指導は準備の点で保育士に非常に負荷がかかって、毎月実施は、今のスタイルだときついという話をした。そういうときに、今の巡回指導の回数を増やすのではなくて、保育士に負荷のかからない形で何らかの検討をしてほしいということだったが、それについては忙しいとは思いますが、検討しているのか。

課長 障害児保育に関して、プロポーザル要領の最終段階のときに、巡回指導を毎月1回に増やすという話をした。結構その前に資料を整えたり、担当の保育士のすることがたくさんあり、結構大変だという指摘があった。では何が減らせるかと考えたが、巡回指導で来る先生に、前段で見ていただく資料は省けないようだ。

資料の中身の部分で、同じようなことを毎回書く必要はないと思う。記載内容を省略して、実施していくしかないと考えている。

司会 それも含めて、フォロー期間の運営イメージは作っていかなくてはいけないと思うので、もう少し検討してほしい。ただ、回数がふえるだけではいかがか。結構細部について触れている。そこら辺を問題解決していかないと、フォロー期間中の運営イメージ全体が上がっていかない。もう少し細部についても検討してほしい。

保護者 その件については、省略の方法とか、よりよい方法については具体的に保護者や当事者である保育士に相談してもらいたい。その上で負荷のかからないようなやり方をもう少し模索してもらいたい。

司会 サイン交換が済んだので、きょうの合意事項についてはこれで確定した。

保護者 1点お願いだが、我々、7月1日に臨時父母会を行いたいと思う。7時半から9時までの予定である。そこで4月以降の協議の経緯等といったことを保護者に説明する機会という形で考えている。明日、受託事業者が選定されると思う。もし可能ならば、臨時父母会に、部長か課長、事業者の代表者、園長候補者に参加してほしい。事業者にそれがOKかどうか確認をとってほしい。冒頭の30分ぐらいで挨拶というか、こういった形で今後こうなるということ、できるだけ多くの保護者の前で披露願いたい。

部長 そういう場を設定してもらい、ありがたく思っている。園長候補者が出席できるどうかは、本人の都合を聞いてからになる。

保護者 7時半から始まるが、皆、仕事帰りだから集まらないかもしれないので、8時ぐらいに来てもらうイメージになる。

部長 それはまた詰めさせてもらっていいか。

保護者 その方向で詰めているということでよいか。その前段、事業者が選定された場合、あるいは選定されなかった場合の連絡は対策委員にしてもらうということでよいか。その時点で保育園の保護者にはその旨を情報として伝えても構わないか。

部長 それも含めて連絡する。

司会 このことについては、それでよいか。(了解)

司会 では、次回の協議会の設定をお願いします。

課長 9日、2時から4時で光が丘図書館をとってある。

司会 それでよいか。(了解)では、7月9日、2時から4時、光が丘図書館視聴覚室で第15回を開く。協議内容については、運営委員会と円滑な委託に入っていくということでよいか。引継期間のスケジュールの詳細とかチェックシートについては後から合意をとることになるので、そのつもりでよろしく願います。

保護者 合意の署名した分だが、保護者に配ってもらうということでよいか。

司会 1枚表に説明を書いてもらわないと、ただそれだけ入れられたら保護者はわからない。これだけだったらどこから来たかわからない。

区側委員 「協議会の資料配付」ということで、保育課長名のがみをつける。

司会 そうしてほしい。では、これできょうの協議会を終了する。